

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主・投資家にとどまらず、お客様、取引先、従業員、社会・環境をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等の人材投資に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、社内外の経営環境等を踏まえて労使間の真摯な対話に取り組むとともに、教育訓練については、デジタルスキル、語学、財務会計等の各種ビジネススキルを習得するプログラムや、海外留学研修プログラム等の提供に取り組んでまいります。これらにより、野村グループの企業理念に掲げる「挑戦」「協働」「誠実」という価値観を基礎として、採用・育成・評価・配置という人材マネジメントサイクルの差別化と DEI（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）、従業員の働き方およびウェルビーイングの高度化に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日

2021 年 2 月 5 日、2021 年 6 月 21 日更新

- ・ パートナーシップ構築宣言の URL

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/2972-11-00-tokyo.pdf>

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、野村グループの企業理念を基本観とし、日々、ビジネスを行うことで、あらゆるステークホルダーにさまざまな価値を提供してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和 7 年 3 月 27 日

野村證券株式会社

代表取締役社長 奥田健太郎